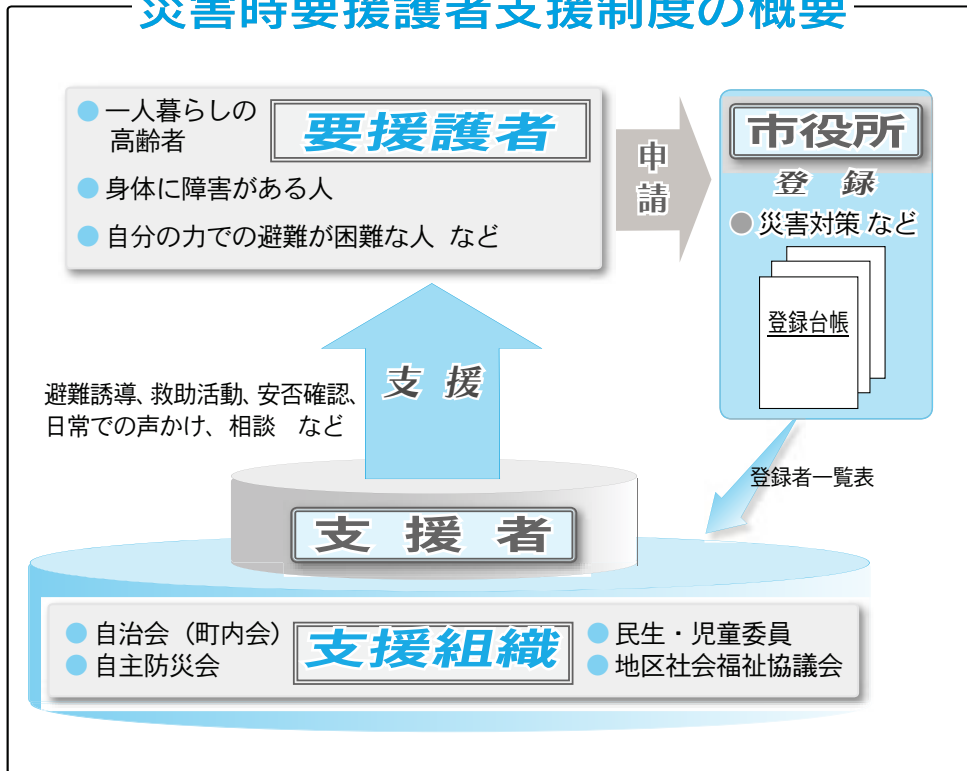
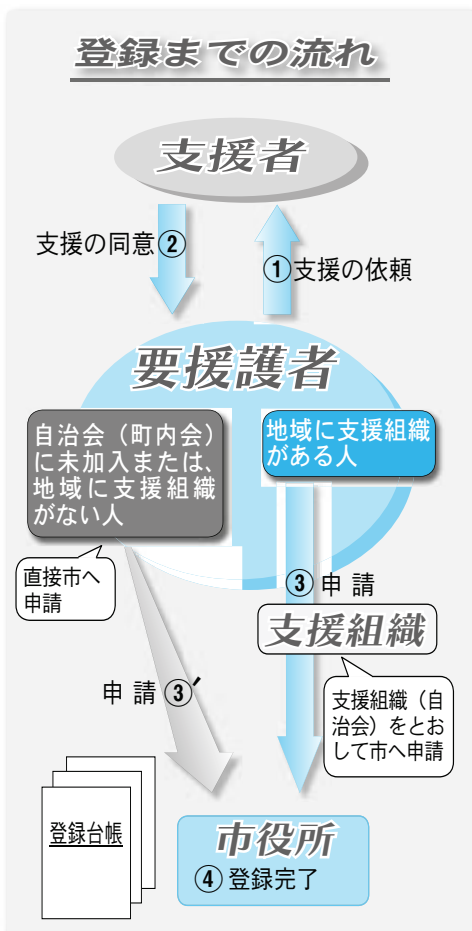


災害時要援護者支援制度の概要



「阪神淡路大震災」被災地のようす（神戸市長田区）

登録までの流れ



問い合わせ先

登録について

市役所 南庁舎健康福祉政策課 ☎(0857)20-3441 / 各総合支所福祉保健課(12ページ上記参照)

制度について

市役所 本庁舎危機管理課 ☎(0857)20-3118

支援者は、善意により災害時や日常において困っている人を助けていただけの人です。※この制度は、支援者に責任を課すものではありません。

支援組織

支援組織は、支援者が要援護者の支援を行う際、円滑に行えるよう地域にあった手法で協力していただきます。

個人情報について

開示される個人情報は、

支援者

精神的に不安定になりやすい人
●薬や医療装置がないと生活できない人

支援者と支援組織

また、通常時は登録者以外に支援が必要な人がいないかの確認や登録の勧奨、災害時要援護者が支援者を探すなどの相談にのっていただきます。

登録台帳

登録台帳は、登録申請（3月1日から受付開始）に基づき、市が作成し管理します（左図参照）。この台帳に基づき、毎年、梅雨前には支援組織へ登録者一覧表を送付し、災害が発生したときの支援活動や地域の見守りに役立てていきます。

申請書の入手方法

申請書は、町内会長、民生・児童委員、地区社会福祉協議会役員、公民館および左記問い合わせ先で入手できます。

① 本人の住所、氏名、電話番号、家族構成
② 緊急連絡先（親族など）の氏名、続柄、電話番号
③ 避難所で必要な福祉・医療機器・サービスなど

※申請者の個人情報、市を経由して支援者並びに支援組織に提供することになりますので、登録にあたっては同意が必要です。なお、この情報は、要援護者支援の目的のみに利用されます。